

平成24年度空間位置情報に関連する公共データの活用実証事業  
自治体情報の利用に関する  
調査結果のご報告

平成 2 4 年 3 月 1 1 日

**JIPDEC** (一般財団法人日本情報経済社会推進協会)

電子情報利活用推進部  
次長 坂下 哲也

sakashita-tetsuya@jipdec.or.jp

## ■ 問題意識

- ▶ 公共データの中には、空間位置情報が密接に関係しているものが多いことから、空間位置情報との関係性の整理と有効的な組み合わせについて調査し、サービス利用の促進に必要な課題などを整理する。

## ■ 実施内容

- ▶ データカタログの整理：観光・防災・エリアマーケティング・インフラ整備をテーマに、自治体と連携し、データカタログを作成する。**（本日のご報告事項）**
  - ・ 民間（gコンテンツ流通推進協議会など）から、自治体が所有しているであろうデータに対するニーズを抽出（**160項目**）
  - ・ 協力していただいた自治体（千葉県浦安市・流山市、東京都北区）が保有しているデータを抽出し、が含まれる台帳毎に関連法制度によって、2次利用が可能かどうかを整理（抽出された公共データから、**66項目**についてカタログ化を実施）
- ▶ 実装検証：実証実験を通じて、オープンデータを利用した場合の効果を検証する。
  - ・ 東京都北区が保有している公共データ（観光・防災）の一部を使用して、実証実験を実施し、下記の観点で検証
    - 自治体の視点（データ公開に関する作業コストの把握等）
    - 民間事業者の視点（コンテンツ入手、加工コストの圧縮等）
    - サービスの視点（情報提供の網羅性の向上等）



利用条件	該当情報	公開	二次利用	オープンデータ
1.固有の法令規則なし	観光パンフレット AED 消火器 コミュニティバス 等19項目	○ 主に自治体が公開用に整備した情報や自治体が管理する設備に関する情報であり、基本的に地方自治体担当部局の判断で公開可能である。	○ 自治体担当部局の判断で、二次利用可能な形で情報提供が可能である。	自治体判断で整備等しているものは、オープンデータ化して問題ない。
2.固有の法令規則に提供規定なし	路外駐車場設置届 道路占用許可申請書 開発許可申請書 都市計画基礎調査 等12項目	△ 固有の法令に基づいて整備・更新・管理しているが、公表・閲覧・写しの交付等について規定がない為、目的外利用となる可能性がある。	△ 二次利用について規定がない為、（改変・営利目的利用が）目的外利用となる可能性がある。	固有の法令に基づいて整備等しているものは、目的外利用にあたる可能性があるため、地方自治体判断で出しにくい。 ➤ 条例レベルであれば、自治体判断で対応可能ではないか。
3.固有の法令規則に基づいて提供可能	市町村地域防災計画 交通バリアフリー基本構想 洪水ハザードマップ 道路台帳 都市公園台帳 都市計画図 下水道台帳 等15項目	○ 固有の法令中に、閲覧、公表、縦覧、写しの交付等が規定されている。		
4.固有の法令規則によって提供が不可能	—	× (本調査該当なし)	× (本調査該当なし)	

利用条件	該当情報	オープンデータ	対策（案）
1.固有の法令規則なし	観光パンフレット AED 消火器 コミュニティバス 等19項目	自治体判断で整備等しているものは、オープンデータ化して問題ない。	1. データの作成方法のマニュアルを配布する。 ※座標の付与方法も、バラつきがある。 2. 支援ツールを配布する。 ※現行の業務プロセスへの影響を最小化するもの
2.固有の法令規則に提供規定なし	路外駐車場設置届 道路占用許可申請書 開発許可申請書 都市計画基礎調査 等12項目	固有の法令に基づいて整備等しているものは、目的外利用にあたる可能性があるため、地方自治体判断で出しにくい。 ➢ 条例レベルであれば、自治体判断で対応可能ではないか。	1. 情報提供（2次利用）についての指針を示す。 2. データ作成方法のマニュアルを配布する。 3. 支援ツールを配布する。
3.固有の法令規則に基づいて提供可能	市町村地域防災計画 交通バリアフリー基本構想 洪水ハザードマップ 道路台帳 都市公園台帳 都市計画図 下水道台帳 等15項目		
4.固有の法令規則によって提供が不可能	—		

## 【その他】

（1）個人情報の危惧：地理空間情報の場合、重畳することによって、市民に不利益を生じないかとの懸念があるため、それに対応するための指針は必要ではないか。（地図については、平成22年国土交通省「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」がある）

（2）オープンデータによる効果を示すユースケースの創出を促進すべきではないか。

（3）コードの連携を可能にするべきではないか。（場所を示すコード（識別子）が自治体によって異なっているため、データを連携するため）

（4）事業者が利用するためには、網羅性を強化する必要があるのではないか。（サービスを全国展開する場合に、一部の地域だけがオープンになっているのでは不足）

## 【ご案内】ボーリング情報の利活用の意見交換

gコンテンツ流通推進協議会（会長：柴崎亮介東京大学教授）では、ボーリング情報を事業に活かしたいという意見が出ている。電子行政オープンデータ戦略に基づき、関係府省もボーリングデータの利活用検討を進めていることから、意見交換を実施することにしました。

分野	ニーズ（事業者例）	課題意識
リスクマネジメント	土壌汚染、地下水汚染などの分析に利用したい等（コンサルティング会社など）	オープンデータとして利用できるようになった場合に、 ①データを連携することができるのか。 ②共通な利用条件で提供されるのか
価値の算出	積算時の適正価格の算出等（建設、損保、不動産など）	
土木	断層や岩盤の分布や性状を把握することで、候補地や工法等を検討し建設計画を策定等（建設など）	
防災	ハザードマップの精度の向上等（都市開発など）	
公共工事	新規工事時の調査費の削減等（建築など）	

### 【実施予定】

実施日：3月18日（月）か、19日（火）で調整中

場所：JIPDECを予定

出席者

- ・ gコンテンツ流通推進協議会会員企業
- ・ 招聘府省  
 経済産業省、総務省、国土交通省、文部科学省